



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年3月18日火曜日 第1440号

◇ 目次 ◇

愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則.....	255
告 示	
字の区域の変更（丹原町）.....	255
医師の指定.....	256
指定医師の所在地の変更.....	256
医療機関の指定.....	256
指定医師の辞退の届出.....	256
土地改良区役員の就退任の届出.....	256
新たな土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（8件）.....	256
県営土地改良事業の換地処分（3件）.....	258
市営土地改良事業の換地処分（2件）.....	258
同意の成立（漁獲共済）.....	258
海砂利年間採取認可総量の決定.....	258
水域施設等の建設の届出.....	258
道路の供用開始（県道壬生川丹原線）.....	259
道路の供用開始（"）.....	259
道路の区域変更（県道孫兵衛壬生川線）.....	259
道路の供用開始（"）.....	259
道路の供用開始（県道壬生川丹原線）.....	260
道路の区域変更（一般国道317号）.....	260
道路の供用開始（"）.....	260
道路の供用開始（県道中島環状線）.....	260
道路の区域変更（県道上怒和元怒和線）.....	261
道路の区域変更（一般国道380号）.....	261
道路の供用開始（"）.....	261
道路の区域変更（県道中山砥部線）.....	261
道路の供用開始（"）.....	262
道路の区域変更（県道中野川総津線）.....	262
道路の供用開始（"）.....	262
道路の区域変更（県道池田中山線）.....	263
道路の供用開始（"）.....	263
道路の区域変更（県道長浜保内線外）.....	263
道路の区域変更（県道鳥井喜木津線）.....	264
道路の供用開始（"）.....	264
道路の区域変更（一般国道378号）.....	264
道路の供用開始（"）.....	264
道路の区域変更（県道後柿之浦線）.....	264
道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	265
道路の供用開始（"）.....	265
道路の区域変更（県道篠山公園線）.....	265
道路の供用開始（"）.....	265
道路の区域変更（県道城辺高茂岬線）.....	266
道路の供用開始（"）.....	266
開発行為に関する工事の完了.....	266
都市計画事業の認可.....	266
都市計画事業の事業計画の変更認可（3件）.....	267

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	267
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	267

規 則

○愛媛県規則第6号

愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県県民文化会館使用規則の一部を改正する規則

愛媛県県民文化会館使用規則（昭和60年愛媛県規則第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2 照明設備の部44の項中

メインホール	大	1列	2,750
	中	1列	1,730

を「メインホール 1列 2,750」に改め、同部57の項中

「1.5キロワット 1台 300」及び「3キロワット 1台 910」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第613号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、丹原町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による換地処分の公告があった日の翌日から効力を生ずる。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

字の名称	左記の区域に編入する区域		摘 要
	字 名	地 番	
大字徳能	大字高知	甲113の1、甲168の1の一部、甲168の3、甲168の4の一部、甲169の1の一部、甲169の2、甲170、甲171の1の一部、甲171の2の一部、甲231の3、甲231の5の一部、甲231の7の一部、甲231の8、甲231の9、甲232の1の一部、甲232の4及び大字徳能甲152の1に隣接する水路である国有地の一部	これに伴う道路、水路等を含む。
大字高知	大字徳能	甲147の1の一部、甲147の3、甲148の1の一部、甲148の2の一部、甲149の1の一部、甲152の1の一部、甲153の1の一部、甲154の1の一部、甲175の1の一部、甲175の3の一部、甲176の1の一部、甲176の3及び甲176の6	

○愛媛県告示第 614 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由・心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	愛媛県立伊予三島病院	松岡 欣也	伊予三島市中之庄町1684番地2	平成15年3月3日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	愛媛労災病院	八十川 雄 凶	新居浜市南小松原町13番27号	〃

○愛媛県告示第 615 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第15条第 1 項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
清地 秀典	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1番1号	平成14年4月1日
藤田 勝	済生会西条病院	西条市朔日市269-1	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成14年4月1日

○愛媛県告示第 616 号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283 号）第19条の 2 第 1 項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療機関を指定した。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	担当すべき医療の種類	指 定 年 月 日
マロン薬局	東予市円海寺6番3		平成15年3月1日

○愛媛県告示第 617 号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 1 条の 2 第 2 項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

診断した身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	届出年月日
肢 体 不 自 由	脳神経外科	愛媛労災病院	岩村 真事	新居浜市南小松原町13番27号	平成15年2月4日
じ ん 臓 機 能 障 害	内 科	住友別子病院	安達 政 恭	新居浜市王子町3番1号	平成14年12月3日

○愛媛県告示第 618 号

土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第18条第16項の規定により、東予市吉岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	大西 利 明	東予市安用580番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
監 事	大西 政 光	東予市安用甲636番地

○愛媛県告示第 619 号

土居町土居土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・垣ノ内地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第48条第 9 項において準用する同法第 8

条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・垣ノ内地区）計画書の写し
 - 土居町土居土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成15年3月19日から4月16日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第620号

土居町土居土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中原地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・中原地区）計画書の写し
 - 土居町土居土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成15年3月19日から4月16日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第621号

土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・郷戸川地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・郷戸川地区）計画書の写し
 - 土居町長津土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成15年3月19日から4月16日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第622号

土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・薬師地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の

規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・薬師地区）計画書の写し
 - 土居町長津土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成15年3月19日から4月16日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第623号

土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・樋ノ口揚水地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・樋ノ口揚水地区）計画書の写し
 - 土居町長津土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成15年3月19日から4月16日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第624号

土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東新開地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称
 - 新規土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・東新開地区）計画書の写し
 - 土居町長津土地改良区定款の写し
- 縦覧期間
平成15年3月19日から4月16日まで
- 縦覧場所
土居町役場

○愛媛県告示第625号

土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大和1号地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭

和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・大和1号地区)計画書の写し
- (2) 土居町長津土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年3月19日から4月16日まで

3 縦覧場所

土居町役場

○愛媛県告示第626号

土居町長津土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・宮の下幹線地区)の施行は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 新規土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・宮の下幹線地区)計画書の写し
- (2) 土居町長津土地改良区定款の写し

2 縦覧期間

平成15年3月19日から4月16日まで

3 縦覧場所

土居町役場

○愛媛県告示第627号

平成15年3月10日県営ほ場整備事業(担い手育成型)徳能地区(徳能下工区)の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第628号

平成15年3月10日県営ほ場整備事業(担い手育成型)徳能地区(星野工区)の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第629号

平成15年3月11日県営中山間地域総合整備事業伊予中山地区三秋工区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地

改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第630号

平成15年3月3日松山市営基盤整備促進事業太尺寺地区(太尺寺第1工区)の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第631号

平成15年3月3日松山市営基盤整備促進事業太尺寺地区(太尺寺第2工区)の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第632号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

区 域	区 分
川之江区域(川之江漁業協同組合の地区)	瀬戸内海において、2隻以上の漁船により船びき網を使用して営む漁業であって、当該漁船の合計総トン数が10トン以上20トン未満であるもの

○愛媛県告示第633号

愛媛県海砂利採取認可要綱(昭和55年12月1日制定)第3条第1項の規定により、平成15年度の海砂利に係る年間採取認可総量を次のとおり決定した。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 平成15年度の海砂利に係る年間採取認可総量 2,889,000立方メートル
- 2 知事は、平成15年度においては、1の年間採取認可総量の範囲内で砂利採取法(昭和43年法律第74号)第16条の認可をするものとする。

○愛媛県告示第634号

港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の3第1項の規定に基づき、次のとおり水域施設等の建設の届出があった。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

日本液化石油ガス備蓄株式会社
東京都文京区小石川一丁目4番1号
代表者 代表取締役社長 澤田 仁

- 2 水域施設等の所在する水域の範囲
越智郡波方町大字宮崎甲 679 番 1 地先海面
- 3 水域施設等の種類、規模及び構造

種 類	規 模 及 び 構 造
係留施設	栈橋（杭式ジャケット構造・トラス構造）

- 4 係留施設の係留能力
最大 3,150 DWT 級
- 5 水域施設等の建設の工事の開始及び完了の予定期日
(1) 工事の開始予定期日 平成15年3月20日
(2) 工事の完了予定期日 平成15年10月31日
- 6 水域施設等の使用及び管理の計画
石油ガス国家備蓄波方基地建設に伴うトンネル掘削ずりの海上搬出用係留施設として使用し、維持管理のため、届出者において監視・検査を行う。

○愛媛県告示第 635 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 3 月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	東予市周布1651番 2 地先から 同市周布1701番 3 地先まで	平成15年 3 月18日

○愛媛県告示第 636 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 3 月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	東予市周布701番 3 地先から 同市周布703番 1 地先まで	平成15年 3 月18日

○愛媛県告示第 637 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。
平成15年 3 月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	孫兵衛作壬生川線	東予市河原津乙 7 番213から 同市楠乙454番365まで	旧	メートル 5.7～ 7.0	キロメートル 0.181	
			新	11.8～ 19.8	0.181	

○愛媛県告示第 638 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	孫兵衛作壬生川線	東予市河原津乙7番213から 同市楠乙454番365まで	平成15年3月18日

○愛媛県告示第639号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局丹原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川丹原線	周桑郡丹原町大字今井245番4地先から 同大字238番1地先まで	平成15年3月18日

○愛媛県告示第640号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	317号	越智郡玉川町大字龍岡上甲498番地先から 同大字甲486番1地先まで	旧	メートル 6.0～14.0	キロメートル 0.119	
			新	11.5～35.2	0.119	
"	"	越智郡玉川町大字龍岡上甲486番1地先から 同大字甲343番1地先まで	旧	6.4～15.0	0.406	
			新	6.4～15.0 12.8～25.0	0.406 0.405	
"	"	越智郡玉川町大字龍岡上甲343番1地先から 同大字甲303番1地先まで	旧	7.8～25.4	0.182	
			新	17.2～45.6	0.178	

○愛媛県告示第641号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、今治地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	317号	越智郡玉川町大字龍岡上甲498番地先から 同大字甲486番1地先まで	平成15年3月18日

○愛媛県告示第642号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中島環状線	温泉郡中島町大字宇和間甲1371番 1	平成15年 3月18日

○愛媛県告示第 643 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	上怒和元怒和線	温泉郡中島町大字上怒和乙589番14地先から 同大字甲771番地先まで	旧	メートル 8.6~29.6	キロメートル 0.498	
			新	8.8~58.8	0.498	

○愛媛県告示第 644 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	380号	上浮穴郡小田町大字大平894番 2 から 同大字909番 2 まで	旧	メートル 5.6~10.8	キロメートル 0.046	
			新	11.5~25.0	0.045	
"	"	上浮穴郡小田町大字大平928番 2 から 同大字1028番 2 まで	旧	5.4~11.0	0.053	
			新	5.4~11.0 22.0~34.0	0.053 0.043	
"	"	上浮穴郡小田町大字大平1028番 2 から 同大字1028番 3 まで	旧	5.6~ 9.3	0.037	
			新	6.4~27.7	0.037	

○愛媛県告示第 645 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	380号	上浮穴郡小田町大字大平894番 2 から 同大字1028番 3 まで	平成15年 3月18日

○愛媛県告示第 646 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中山砥部線	伊予郡砥部町万年983番3から 同町万年1025番地先まで	旧	メートル 8.2~16.0	キロメートル 0.148	
			新	8.2~46.8	0.120	
"	"	伊予郡砥部町万年1027番地先から 同町万年1001番地先まで	旧	6.0~15.2	0.100	
			新	9.0~18.6	0.100	
"	"	伊予郡砥部町万年1001番地先から 同町万年744番1地先まで	旧	6.2~20.0	0.109	
			新	6.2~20.0 18.6~53.2	0.109 0.069	
"	"	伊予郡砥部町万年744番1地先から 同町万年744番4まで	旧	6.4~9.0	0.031	
			新	12.0~26.1	0.031	

○愛媛県告示第647号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中山砥部線	伊予郡砥部町万年983番3から 同町万年1025番地先まで	平成15年3月18日
"	"	伊予郡砥部町万年1027番地先から 同町万年744番4まで	"

○愛媛県告示第648号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	中野川総津線	伊予郡広田村中野川631番2から 同村中野川1336番地先まで	旧	メートル 5.3~5.8	キロメートル 0.014	
			新	11.5~13.6	0.014	
"	"	伊予郡広田村中野川1339番3から 同村中野川1340番2まで	旧	5.8~6.8	0.032	
			新	29.6~47.8	0.032	

○愛媛県告示第649号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	中野川総津線	伊予郡広田村中野川631番2から 同村中野川1336番地先まで	平成15年3月18日
"	"	伊予郡広田村中野川1339番3から 同村中野川1340番2まで	"

○愛媛県告示第 650 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南 6 番 4 から 同町大瀬南10番11まで	旧	メートル 5.4~16.8	キロメートル 0.060	
			新	30.0~40.5	0.031	
"	"	喜多郡内子町大瀬南10番11から 同町大瀬南10番 8 地先まで	旧	4.3~ 8.5	0.121	
			新	4.3~22.7 8.2~59.4	0.121 0.090	

○愛媛県告示第 651 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南 6 番 4 から 同町大瀬南10番 8 地先まで	平成15年3月18日

○愛媛県告示第 652 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	西宇和郡保内町喜木 3 番耕地 1 番 2 地先から 同町須川20番 3 地先まで	旧	メートル 0	キロメートル 0	
			新	6.0~12.2	0.175	
"	大洲保内線	西宇和郡保内町喜木 3 番耕地127番 1 地先から 同町喜木 2 番耕地21番 1 地先まで	旧	3.9~11.0	0.097	
			新	4.6~12.2	0.328	

○愛媛県告示第 653 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町九町字アラカヤ 2 番耕地213番 2 から 同字 2 番耕地303番 1 地先まで	旧	メートル 3 5 ~ 21 5	キロメートル 0 207	
			新	3 5 ~ 46 . 0	0 207	

○愛媛県告示第 654 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	鳥井喜木津線	西宇和郡伊方町九町字アラカヤ 2 番耕地213番 2 から 同字 2 番耕地303番 1 地先まで	平成15年3月18日

○愛媛県告示第 655 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
一 般 国 道	378号	西宇和郡三瓶町大字朝立字畑岡 1 番耕地542番14地先 から 同大字字塩浜 1 番耕地438番236地先まで	旧	メートル 6 2 ~ 8 7	キロメートル 0 273	
			新	13 . 0 ~ 19 . 0	0 273	

○愛媛県告示第 656 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	378号	西宇和郡三瓶町大字朝立字畑岡 1 番耕地542番14地先から 同大字字塩浜 1 番耕地438番236地先まで	平成15年3月18日

○愛媛県告示第 657 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	後柿之浦線	北宇和郡津島町成字船越479番3から 同字488番11まで	旧	メートル 4.6~28.7	キロメートル 0.224	
			新	4.7~70.3	0.224	
"	"	北宇和郡津島町大浦字大浦丙2番6から 同町大浦字手石灘乙2番13まで	旧	5.7~12.3	0.091	
			新	7.0~77.0	0.091	

○愛媛県告示第658号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	一本松城辺線	南宇和郡一本松町広見2234番地先から 同町広見2207番地先まで	旧	メートル 5.2~6.5	キロメートル 0.091	
			新	11.0~23.2	0.093	

○愛媛県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	一本松城辺線	南宇和郡一本松町広見2234番地先から 同町広見2207番地先まで	平成15年3月25日

○愛媛県告示第660号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	篠山公園線	南宇和郡一本松町正木769番2から 同町正木751番12まで	旧	メートル 8.0~15.4	キロメートル 0.138	
			新	8.5~33.8	0.138	

○愛媛県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	篠山公園線	南宇和郡一本松町正木769番2から 同町正木751番12まで	平成15年3月18日

○愛媛県告示第 662 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	城辺高茂岬線	西宇和郡西海町船越 1 番地先から 同町船越 1 番まで	旧	メートル 6.4~12.4	キロメートル 0.146	
			新	8.0~55.0	0.140	

○愛媛県告示第 663 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	城辺高茂岬線	西宇和郡西海町船越 1 番地先から 同町船越 1 番まで	平成15年3月18日

○愛媛県告示第 664 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
西局建（開）第32号 平成15年2月28日	西条市飯岡字三ツ也836番4	西条市飯岡621番地 徳 永 明 子
西局建（開）第33号 平成15年3月6日	西条市福武字外小坂甲767番4	新居浜市新田町二丁目7番7号 野 間 大 史
宇局建（開）第18号 平成15年3月7日	北宇和郡広見町大字永野市610番1並びに同郡同町大字出目2441番 1、2444番1、2448番1、2448番3、2449番1、2449番4、2449番 5及び2450番1	北宇和郡広見町大字近永1145 森 孝 洋

○愛媛県告示第 665 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第59条第 1 項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 施行者の名称
北条市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 松山広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・69土手内中西外線
3・4・71河原下難波線

3 事業施行期間

平成15年3月18日から
平成21年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県北条市土手内字大町及び字六反地、辻字下中溝、字芥子地、字吉黒、字上中溝、字大坪、字下宮ノ窪、字黒ノ元及び字宮ノ窪、中西内字横田並びに中西外字末元地内

(2) 使用の部分

愛媛県北条市土手内字大町地内

○愛媛県告示第 666 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、東予広域都市計画道路事業 3・4・40新地北条線（東予市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成10年7月31日から

平成16年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第 667 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定

に基づき、東予広域都市計画公園事業 6・5・2 東予市運動公園（東予市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

昭和55年12月9日から平成20年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

東予市河原津新田地内

(2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第 668 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第63条第 1 項の規定に基づき、松山広域都市計画公園事業 6・6・1 松山中央公園（松山市施行）の事業計画の変更を次のように認可した。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 事業施行期間

平成 8 年 2 月 2 日から平成18年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

愛媛県松山市市坪西町地内

(2) 使用の部分

なし

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年3月10日	特定非営利活動法人 グループホームほほえみ	都 築 修 造	松山市味酒町二丁目4番地6 味酒シティハイツ202号	この法人は、痴呆性高齢者や障害者に対して利用者の個性を大切にしながらグループホーム等の在宅介護事業を行い、地域と社会の福祉の増進を図り、広く公益に貢献することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第 5 項において準用する同法第10条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年3月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年3月10日	特定非営利活動法人 倫理生活指導センター	井 上 富 男	伊予三島市寒川町738番地の1	この法人は、不特定多数の人々に対して、円滑な社会生活を送るために必要な倫理観に基づいて、心や生活の在り方を考えと共に自己の研鑽を行うことで、自らの人間性をより豊かなものにしていく勉強の場を提供すること、又、高齢者や身体障害者が安心して暮らすための生活支援、明るいま

				来を築くための青少年の健全育成、環境問題に取り組む等、物心両面からはたらきかけによって、社会秩序の安定並びに向上に寄与することを目的とする。
--	--	--	--	--